

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	佐倉市 (122122)	
地域名 (地域内農業集落名)	岩富 (岩富)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月18日 1回	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化及び後継者の不在による、担い手不足が課題となっている。
鹿島川沿いの水田や、畑は認定農業者や新規就農者による耕作もある程度行われているが、谷津田については耕作条件が良好でないの農地も多く、不耕作地も増えている。

【地域の基礎的データ】

農業者：34経営体

主な作物：水稻、露地野菜、施設野菜など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田：認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、営農の効率化及び経営の安定化を図るため、老朽化した用排水路の整備やほ場の大区画の検討を進める。
- ・畑：引き続き新規就農者の受け入れや担い手への積極的な農地集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	150.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針	生産性の向上を図り経営の安定を図るためには、農業用施設の更新が課題となっており、国の用水管改修等の補助事業や換地を含む基盤整備事業の活用などについて地域の話し合いを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	市町村やJAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ被害の増加が懸念されることから、わなの設置等による防止策を引き続き行うとともに、佐倉市鳥獣被害対策実施隊との連携を進めるなど、地域の内外から人材の確保・育成に努める。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織による農道や水路の草刈りなどの維持管理を継続して実施していく。

